【参考９】

直営で作成した維持管理計画書の事例集（案）

令和２年３月現在

国土交通省

港湾局

本資料の位置付け

本資料では、技術基準対象施設の維持管理計画書を直営で作成した事例を紹介する。

目　次

第１章 直営で作成した維持管理計画書の事例集（案）の概要 1

第２章 直営で作成した維持管理計画書の事例 2

（１）○○港　水域施設に関する維持管理計画書 3

（２）○○港　防波堤に関する維持管理計画書 6

（３）○○港　護岸に関する維持管理計画書 9

（４）○○港　岸壁に関する維持管理計画書 12

（５）○○港　浮桟橋に関する維持管理計画書 16

（６）○○港　道路に関する維持管理計画書 19

（７）○○港　駐車場に関する維持管理計画書 22

（８）○○港　荷さばき地に関する維持管理計画書 25

（９）○○港　上屋に関する維持管理計画書 28

（１０）○○港　広場に関する維持管理計画書 31

（１１）○○港　供用停止施設に関する維持管理計画書 34

（１２）○○港　船舶のための給水設備に関する維持管理計画書 36

（１３）○○港　小型船舶係留施設に関する維持管理計画書 37

（１４）○○港　指定管理者制度を導入した施設群に関する

維持管理計画書 39

第１章　直営で作成した維持管理計画書の事例集（案）の概要

小規模な施設、古い施設、性能低下が著しい施設（利用停止、立入禁止）、事後保全的な対応でも維持管理可能な施設（水域施設、道路、荷さばき地、駐車場、上屋、広場等）については、職員による点検により、安全に支障をきたす変状を確認し、応急措置とその後の対策を適切に行うことで維持管理が可能である。

これらの施設の維持管理計画書については、実際に行われている維持管理の実態を「技術基準対象施設の維持に関し必要な事項を定める告示」に定める事項に則って取りまとめればよく、直営で作成することが可能である。

【技術基準対象施設の維持に関し必要な事項を定める告示】（抜粋）

（維持管理計画等）
第二条　技術基準対象施設の維持管理計画等は、当該施設の設置者が定めることを標準とする。
２　維持管理計画等は、当該施設の損傷、劣化その他の変状についての計画的かつ適切な点検診断の時期、対象とする部位及び方法等について定めるものとする。
３　維持管理計画等は、前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項について定めることを標準とする。
一　当該施設の供用期間並びに当該施設全体及び当該施設を構成する部材の維持管理についての基本的な考え方
二　当該施設の損傷、劣化その他の変状についての計画的かつ適切な維持工事等
三　前二号に掲げるもののほか、当該施設を良好な状態に維持するために必要な維持管理
４　維持管理計画等を定めるに当たっては、省令第六条に基づき設定される当該施設が置かれる諸条件、設計供用期間、構造特性、材料特性、点検診断及び維持工事等の難易度並びに当該施設の重要度等について、勘案するものとする。

本事例集は、上記の考え方を踏まえ、直営で作成した維持管理計画書の事例集である。その適用に当たっては、対象とする施設の種類、規模、利用度、重要度等を考慮する必要がある。

第２章　直営で作成した維持管理計画書の事例

直営で作成した維持管理計画書の事例を下記に示す。

・事例（１）○○港　水域施設に関する維持管理計画書
・事例（２）○○港　防波堤に関する維持管理計画書
・事例（３）○○港　護岸に関する維持管理計画書
・事例（４）○○港　岸壁に関する維持管理計画書
・事例（５）○○港　浮桟橋に関する維持管理計画書
・事例（６）○○港　道路に関する維持管理計画書
・事例（７）○○港　駐車場に関する維持管理計画書
・事例（８）○○港　荷さばき地に関する維持管理計画書
・事例（９）○○港　上屋に関する維持管理計画書
・事例（１０）○○港　広場に関する維持管理計画書
・事例（１１）○○港　供用停止施設に関する維持管理計画書
・事例（１２）○○港　船舶のための給水設備に関する維持管理計画書
・事例（１３）○○港　小型船舶係留施設に関する維持管理計画書
・事例（１４）○○港　指定管理者制度を導入した施設群に関する維持管理計画書

（1）〇〇港　水域施設に関する維持管理計画書

本計画は、〇〇県が管理する〇〇港における水域施設の安全・安心の確保等を目的とする。

１．対象施設：〇〇港　水域施設（別添図参照）

地区名	施設番号	港湾管理者の施設名称	計画水深（D.L.）	水域面積（㎡）
△△地区	A-9-XX	泊地(-4.0m)	-4.0m	125,800
△△地区	A-9-X〇	泊地(-7.5m)(1)	-7.5m	52,900
△△地区	A-9-X◎	泊地(-7.5m)(2)	-7.5m	171,850
△△地区	A-9-X△	泊地(-9.0m)	-9.0m	364,500
△△地区	A-1-X▲	航路(-9.0m)	-9.0m	76,000
△△地区	A-9-X▽	泊地(-7.5m)	-7.5m	79,000

・各水域施設の維持管理（供用）期間は５０年とし、水域を構成する泊地や航路の維持管理レベルはⅢとする。
・初回点検診断の結果は、別添「初回点検診断簿」のとおり。

２．維持管理についての基本的な考え方

職員による点検、施設利用者等からの情報提供等により、安全に支障をきたす異常を確認し、応急措置とその後の対策を適切に行うことを基本とする。

３．点検診断等の時期、方法等

・日常点検による泊地の目視及び必要に応じて簡易測深による簡易な深浅測量を併用する。（１回／〇年）
・台風、津波等の天災及び施設利用者より異常の通報があった場合は、一般臨時点検診断を行う。
・性能低下度の評価は下記による。

「Ｄ」：異常なしの場合

「Ａ」：点検診断の項目Ⅰ類において変状「有」がある場合

４．施設の埋没時の対応

・施設の埋没が確認された場合は、港長に通報し規制をかける。
・詳細調査を実施して埋没エリアを特定したうえで、復旧方法を検討する。
・予算を確保したうえで、維持浚渫を行う。

５．その他

・ライフサイクルコスト（以降ＬＣＣと呼ぶ）は、過去の維持浚渫に係る費用及び点検費用を計上し、平均をもって算出する。ただし、災害に伴う浚渫は対象としない。（ＬＣＣ別紙を添付）
・点検診断結果は、点検診断簿に記録し、〇〇に保管するとともに、維持管理情報データベースに登録する。
・参考資料として、設計図書、過去の工事報告書（維持浚渫も含む）を〇〇に保管する。

【留意点】

・埋没傾向が確認されている港は不可
・地元の協力体制が整っていること

標準断面図・平面図等及び概算ＬＣＣ（水域）

港湾名	AAA港	施設番号	別表	初回作成日	2019/〇/〇
地区名	△△地区	施設名	―	更新日	―

平面図・標準断面図等

平面図（位置図） 等

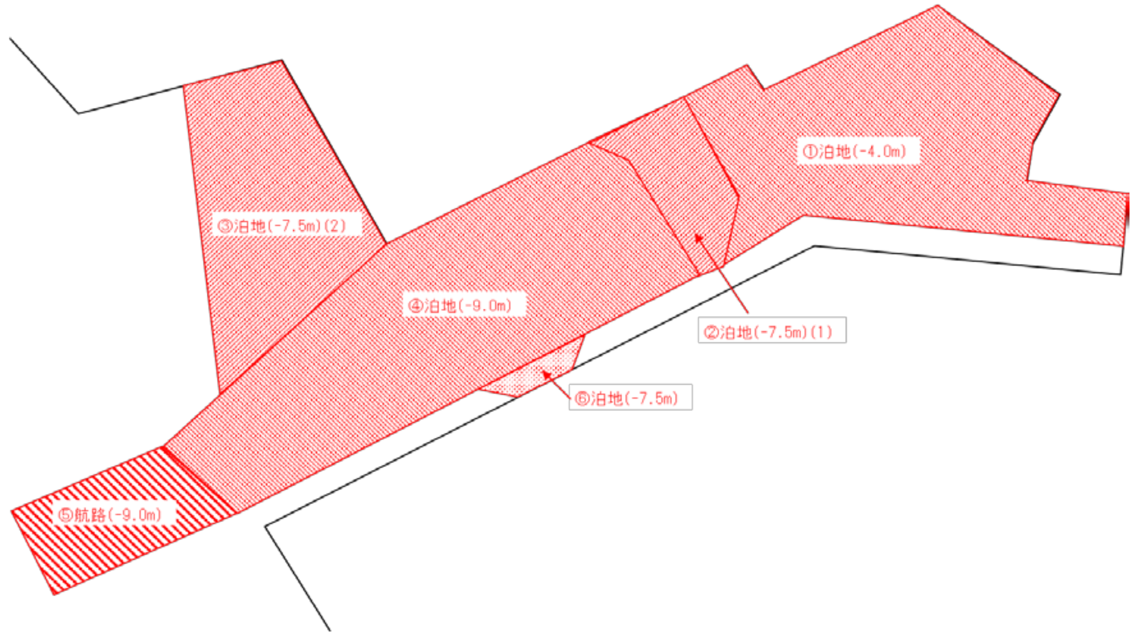

①A-9-XX　　泊地(-4.0m)

②A-9-X〇　　泊地(-7.5m)（１）

③A-9-X◎　　泊地(-7.5m)（２）

④A-9-X△　　泊地(-9.0m)

⑤A-1-X▲　　航路(-9.0m)

⑥A-9-X▽　　泊地(-7.5m)

ライフサイクルコスト

複数泊地の合計費用を下記に示す。

項　目		内　容		50年間	
点検費用	臨時点検診断	〇〇（百万円）	×2回＝	〇〇（百万円）	（50年間）
補修費用	維持浚渫	〇〇（百万円）	×2回＝	〇〇（百万円）	（50年間）
合　計				〇〇（百万円）	（50年間）

初回点検診断簿（泊地）

<table>
<tr><td>港湾名</td><td colspan="2">AAA港</td><td>点検者</td><td>管理　太郎</td><td colspan="3" rowspan="3">備考</td></tr>
<tr><td>地区
施設番号</td><td colspan="2">△△地区　A-9-XX</td><td>点検日時</td><td>2019年　○月　○日</td></tr>
<tr><td>施設名</td><td colspan="2">EE1泊地</td><td>点検実施単位</td><td>1施設</td></tr>
<tr><td rowspan="2">点検診断項目の分類</td><td rowspan="2">点検診断の項目</td><td rowspan="2">点検方法</td><td>判定の着目点</td><td>「港湾の施設の点検診断ガイドライン」に示される劣化度の判定基準のうち、「a」に着目</td><td colspan="2">変状の有無</td><td rowspan="2">判定後の対応</td></tr>
<tr><td colspan="2">判定基準</td><td>有</td><td>無</td></tr>
<tr><td rowspan="2">Ⅰ類</td><td>水深</td><td>・簡易測深装置による測深或いは、関係者からのヒアリング
※ヒアリング先：AAA港振興協会、港湾BCP連絡会議、施設利用者</td><td colspan="2">・泊地や船だまりで規定の水深を満足していないところが有るか</td><td></td><td>レ</td><td>－</td></tr>
<tr><td>泊地・船だまりの状態</td><td>・目視や関係者からのヒアリング
※ヒアリング先：AAA港振興協会、港湾BCP連絡会議、施設利用者</td><td colspan="2">・泊地や船だまりに浮遊障害物が有るか</td><td></td><td>レ</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">特記事項
・変状の状態
・変状「有」の場合の対応　等</td><td colspan="3" rowspan="2">・港湾振興協会、港湾ＢＣＰ連絡協議会等から、水深が確保できていない旨の報告がなかったため、所定の水深が確保できているものと判断した。</td><td colspan="3">性能低下度の評価</td></tr>
<tr><td colspan="3">D</td></tr>
<tr><td colspan="2">点検データ保管場所</td><td colspan="6">共有パソコン/維持管理/ＡＡＡ港/△△地区/Ａ－９－ＸＸ　ＥＥ１泊地</td></tr>
<tr><td colspan="8">写真や撮影位置の添付、留意事項、今後の対応等を記載する欄</td></tr>
<tr><td colspan="8"></td></tr>
</table>

（２）〇〇港　防波堤に関する維持管理計画書

本計画は、〇〇県が管理する〇〇港における防波堤の安全・安心の確保を目的とする。

１．対象施設：〇〇港〇〇防波堤（別添図参照）
・維持管理（供用）期間は５０年とし、施設を構成する部材の維持管理レベルはⅢとする。
・初回点検診断の結果は、別添「初回点検診断簿」のとおり。

２．維持管理についての基本的な考え方
職員による点検、周辺施設の利用者等からの情報により、安全に支障をきたす異常を確認し、応急措置とその後の対策を適切に行うことを基本とする。

３．点検診断等の時期、方法等
・一般定期点検診断は５年に１回実施する。ただし、台風通過後、一般臨時点検診断を行った場合は、その結果を一般定期点検診断の結果に代えることとする。
・堤体の移動、沈下、上部工の欠損等がある場合は、防波機能が損なわれる恐れがあるため、特に注意して点検する。
・性能低下度の評価は下記による。
「Ｄ」：異常なしの場合
「Ｃ」：前回点検診断時は性能低下度「Ｄ」であり、点検診断の項目Ⅱ類において変状「有」がある場合
「Ｂ」：前回点検診断時は性能低下度「Ｃ」あるいは「Ｂ」であり、点検診断の項目Ⅱ類において変状「有」がある場合
「Ａ」：点検診断の項目Ⅰ類において変状「有」がある場合

４．施設の損傷、劣化その他の変状についての対応
・堤体の移動、沈下、上部工の欠損等の異常が認められた場合は、原因を究明し、復旧方法を検討する。
・予算を確保したうえで、現形復旧（維持工事）する。

５．その他
・ライフサイクルコスト（以降ＬＣＣと呼ぶ）は、過去の現状復旧に係る費用及び点検費用を参考に算出する。ただし、災害に伴う費用は対象としない。（別添概算ＬＣＣ参照）
・点検診断結果は、点検診断簿に記録し、〇〇に保管するとともに、維持管理情報データベースに登録する。
・参考資料として、設計図書、過去の工事報告書（補修等の工事も含む）を〇〇に保管する。

標準断面図・平面図等及び概算ＬＣＣ（防波堤）

港湾名	AAA港	施設番号	B-1-XX	初回作成日	2019/〇/〇
地区名	△△地区	施設名	EE1防波堤		

平面図･標準断面図等

平面図(位置図) 等

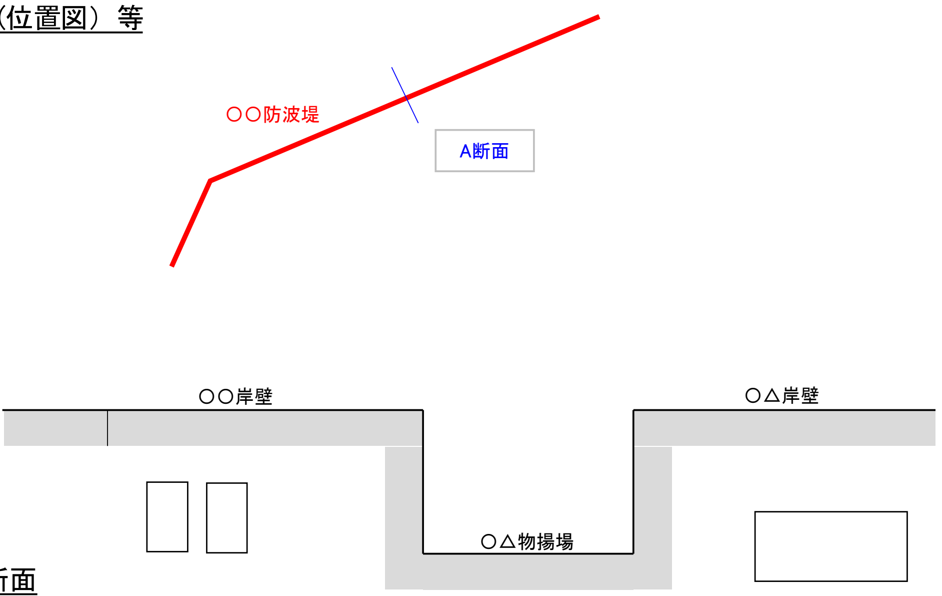

A断面

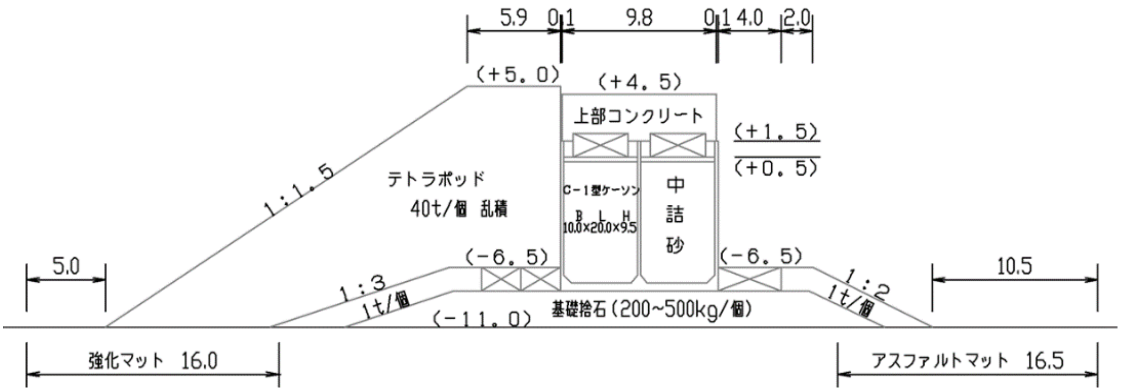

ライフサイクルコスト

項 目	内 容			50年間	
点検費用	臨時点検診断	〇〇（百万円）	×2回＝	〇〇（百万円）	（50年間）
補修費用	上部工補修	〇〇（百万円）	×2回＝	〇〇（百万円）	（50年間）
合 計				〇〇（百万円）	（50年間）

初回点検診断簿（防波堤）

港湾名	AAA港	点検者	管理　太郎	備考
地区 施設番号	△△地区　B-1-XX	点検日時	2019年　　〇月　　〇日	
施設名	EE1防波堤	点検実施単位	1施設	

点検診断項目の分類	点検診断の項目	点検方法	判定の着目点：「港湾の施設の点検診断ガイドライン」に示される劣化度の判定基準のうち、「a」に着目 判定基準	変状の有無：有	変状の有無：無	判定後の対応
Ⅰ類	ケーソンの移動	ドローン、あるいは、目視	・マウンドから外れているケーソンがあるか。		レ	―
	ケーソン(コンクリートの劣化、損傷)	ドローン、あるいは、目視	・中詰材が流出するような穴・ひび割れ・欠損や、広範囲に亘り鉄筋が露出している箇所があるか。		レ	―
Ⅱ類	ケーソンの沈下	ドローン、あるいは、目視	・ケーソンの著しい沈下（１m程度）があるか。		レ	―
	上部工(コンクリートの劣化、損傷)	ドローン、あるいは、目視	・防波堤の性能に影響を及ぼす程度の欠損があるか。（上部工の欠損により天端高が確保されていない等）		レ	―
	消波工(移動、散乱、沈下)	ドローン、あるいは、目視	・ケーソン1函分以上に亘って、消波工断面がブロック１層分以上減少している箇所があるか。		レ	―
	消波工(損傷、欠損)	ドローン、あるいは、目視	・消波工が欠損している箇所の合計長さが1施設の約１／４以上あるか。		レ	―

特記事項 ・変状の状態 ・変状「有」の場合の対応　等	・劣化度ａ相当の変状はない。	性能低下度の評価：D
点検データ保管場所	共有パソコン/維持管理/ＡＡＡ港/△△地区/Ｂ－１－ＸＸ　ＥＥ１防波堤	

写真や撮影位置の添付、留意事項、今後の対応等を記載する欄

（３）○○港　護岸に関する維持管理計画書

本計画は、○○県が管理する○○港における護岸の安全・安心の確保等を目的とする。

１．対象施設：○○港○○護岸（別添図参照）
- ・維持管理（供用）期間は５０年とし、施設を構成する部材の維持管理レベルはⅢとする。
- ・初回点検診断の結果は、別添「初回点検診断簿」のとおり。

２．維持管理についての基本的な考え方

職員による点検、施設利用者等からの情報提供等により、安全に支障をきたす異常を確認し、応急措置とその後の対策を適切に行うことを基本とする。

３．点検診断等の時期、方法等
- ・巡回（１回／○ケ月）等に合わせて日常点検を行う。
- ・一般定期点検診断は５年に１回実施する。ただし、日常点検において主要な点検診断項目を網羅した場合には、その結果を一般定期点検診断に代えることとする。
- ・地震等の災害後や利用者等より異常の通報があった場合は、一般臨時点検診断を行う。
- ・護岸背後に人が立ち入るような場所は、水叩き等の陥没や沈下に特に注意して点検する。
- ・性能低下度の評価は下記による。
  - 「Ｄ」：異常なしの場合
  - 「Ｃ」：前回点検診断時は性能低下度「Ｄ」であり、点検診断の項目Ⅱ類において変状「有」がある場合
  - 「Ｂ」：前回点検診断時は性能低下度「Ｃ」あるいは「Ｂ」であり、点検診断の項目Ⅱ類において変状「有」がある場合
  - 「Ａ」：点検診断の項目Ⅰ類において変状「有」がある場合

４．施設の損傷、劣化その他の変状についての対応
- ・日常点検において、附帯設備の安全な使用に支障を来す変状が認められた場合、速やかに応急措置を行う。
- ・護岸全体の移動や沈下、護岸背後の陥没等の異常が認められた場合は、必要に応じて立ち入り制限や応急措置を行うとともに、異常の原因を究明し、復旧方法を検討する。
- ・予算を確保したうえで、現形復旧（維持工事）する。

５．その他
- ・ライフサイクルコスト（以降ＬＣＣと呼ぶ）は、過去の現状復旧に係る費用及び点検費用を参考に算出する。ただし、災害に伴う費用は対象としない。（ＬＣＣ別紙を添付）
- ・点検診断結果は、点検診断簿に記録し、○○に保管するとともに、維持管理情報データベースに登録する。
- ・参考資料として、設計図書、過去の工事報告書（補修等の工事も含む）を○○に保管する。

標準断面図・平面図等及び概算ＬＣＣ（護岸）

港湾名	AAA港	施設番号	B-5-XX	初回作成日	2019/○/○
地区名	△△地区	施設名	DD1護岸		

平面図･標準断面図等

平面図（位置図）

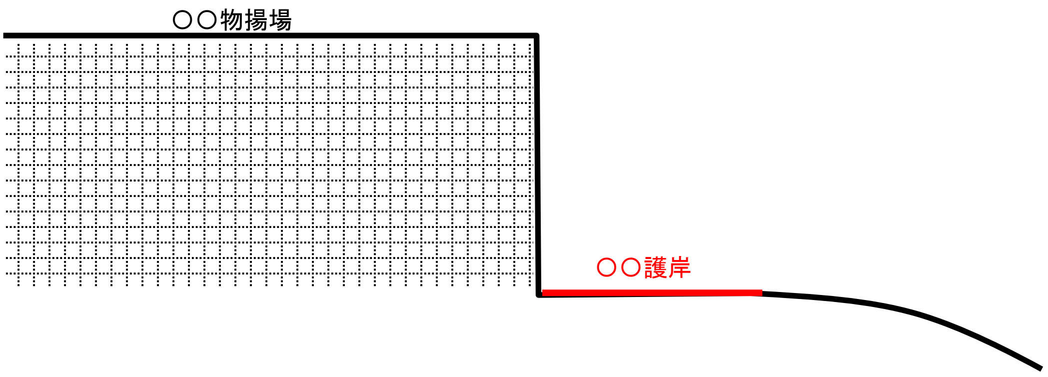

標準断面図

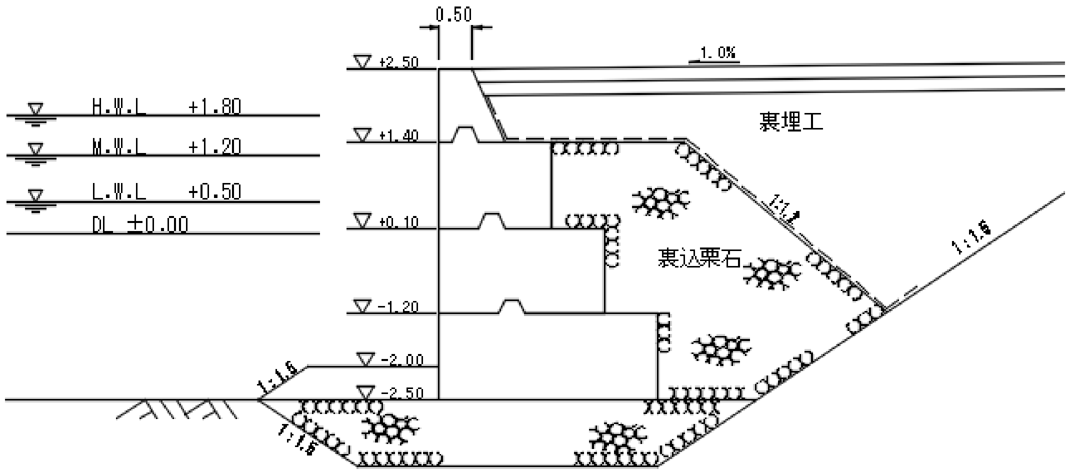

ライフサイクルコスト

項　目		内　容		50年間	
点検費用	臨時点検診断	○○（百万円）	×5回＝	○○（百万円）	（50年間）
補修費用	水たたきCON補修	○○（百万円）	×1回＝	○○（百万円）	（50年間）
合　計				○○（百万円）	（50年間）

初回点検診断簿（護岸）

<table>
<tr><td>港湾名</td><td colspan="2">AAA港</td><td>点検者</td><td>管理　太郎</td><td colspan="3" rowspan="3">備考</td></tr>
<tr><td>地区
施設番号</td><td colspan="2">△△地区　B-5-XX</td><td>点検日時</td><td>2019年　　○月　　○日</td></tr>
<tr><td>施設名</td><td colspan="2">DD1護岸</td><td>点検実施単位</td><td>1施設</td></tr>
<tr><td rowspan="2">点検診断項目の分類</td><td rowspan="2">点検診断の項目</td><td rowspan="2">点検方法</td><td>判定の着目点</td><td>「港湾の施設の点検診断ガイドライン」に示される劣化度の判定基準のうち、「a」に着目</td><td colspan="2">変状の有無</td><td rowspan="2">判定後の対応</td></tr>
<tr><td colspan="2">判定基準</td><td>有</td><td>無</td></tr>
<tr><td rowspan="3">Ⅰ類</td><td>施設全体の移動</td><td>目視</td><td colspan="2">・隣接するブロックとの間20cm以上のずれがある箇所があるか。</td><td></td><td>レ</td><td>－</td></tr>
<tr><td>施設全体の沈下</td><td>目視</td><td colspan="2">・施設全体に著しい沈下(1m程度)があるか。</td><td></td><td>レ</td><td>－</td></tr>
<tr><td>護岸の背後（陥没、吸出し）</td><td>目視</td><td colspan="2">・背後の土砂が流出している箇所があるか。
・背後に陥没している箇所があるか。</td><td></td><td>レ</td><td>－</td></tr>
<tr><td>Ⅱ類</td><td>本体工(コンクリートの劣化、損傷)</td><td>目視</td><td colspan="2">・方塊ブロックに、重量の減少を伴うような欠損や著しいひび割れがあるか。</td><td></td><td>レ</td><td>－</td></tr>
<tr><td>Ⅲ類</td><td>附帯設備</td><td>目視</td><td colspan="2">・附帯設備に使用できないような損壊、損傷があるか。</td><td></td><td>レ</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">特記事項
・変状の状態
・変状「有」の場合の対応　等</td><td colspan="3" rowspan="2">・劣化度ａ相当の変状はない。</td><td colspan="3">性能低下度の評価</td></tr>
<tr><td colspan="3">D</td></tr>
<tr><td colspan="2">点検データ保管場所</td><td colspan="6">共有パソコン/維持管理/ＡＡＡ港/△△地区/Ｂ－５－ＸＸ　DD1護岸</td></tr>
<tr><td colspan="8">写真や撮影位置の添付、留意事項、今後の対応等を記載する欄</td></tr>
<tr><td colspan="8"></td></tr>
</table>

（４）〇〇港　岸壁に関する維持管理計画書

本計画は、〇〇県が管理する〇〇港における岸壁の安全・安心の確保等を目的とする。

１．対象施設：〇〇港〇〇岸壁（別添図参照）
- ・維持管理（供用）期間は５０年とし、施設を構成する部材の維持管理レベルはⅢとする。
- ・初回点検診断の結果は、別添「初回点検診断簿」のとおり。

２．維持管理についての基本的な考え方

職員による点検、施設利用者等からの情報提供等により、安全に支障をきたす異常を確認し、応急措置とその後の対策を適切に行うことを基本とする。

３．点検診断等の時期、方法等
- ・巡回（１回／〇ケ月）等に併せて日常点検を行う。
- ・一般定期点検診断は５年に１回実施する。ただし、日常点検において主要な点検項目を網羅した場合には、日常点検結果を一般定期点検診断に代えることとする。
- ・地震等の災害後や利用者等より異常の通報があった場合は、一般臨時点検診断を行う。
- ・エプロンの沈下、陥没は人身事故につながることが懸念されるので、特に注意して点検する。
- ・性能低下度の評価は下記による。

  「Ｄ」：異常なしの場合
  「Ｃ」：前回点検診断時は性能低下度「Ｄ」であり、点検診断の項目Ⅱ類において変状「有」がある場合
  「Ｂ」：前回点検診断時は性能低下度「Ｃ」あるいは「Ｂ」であり、点検診断の項目Ⅱ類において変状「有」がある場合
  「Ａ」：点検診断の項目Ⅰ類において変状「有」がある場合

４．施設の損傷、劣化その他の変状についての対応
- ・日常点検において、附帯設備の安全な使用に支障を来す変状が認められた場合は、速やかに応急措置を行う。
- ・岸壁法線の出入り、エプロンの沈下、陥没等の異常が認められた場合は、必要に応じて立ち入り制限や応急措置を行うとともに、異常の原因を究明し、復旧方法を検討する。
- ・予算を確保したうえで、現形復旧（維持工事）する。

５．その他
- ・ライフサイクルコスト（以降ＬＣＣと呼ぶ）は、過去の現状復旧に係る費用及び点検費用を参考に算出する。ただし、災害に伴う費用は対象としない。（ＬＣＣ別紙を添付）
- ・点検診断結果は、点検診断簿に記録し、〇〇に保管するとともに、維持管理情報データベースに登録する。
- ・参考資料として、設計図書、過去の工事報告書（補修等の工事も含む）を〇〇に保管する。

【留意点】
・港湾の施設の点検診断ガイドラインに定める重点点検診断施設は対象外とする。

標準断面図・平面図等及び概算ＬＣＣ（岸壁）

港湾名	AAA港	施設番号	C-1-XX	初回作成日	2019/〇/〇
地区名	△△地区	施設名	FF1岸壁		

平面図・標準断面図等

平面図（位置図）

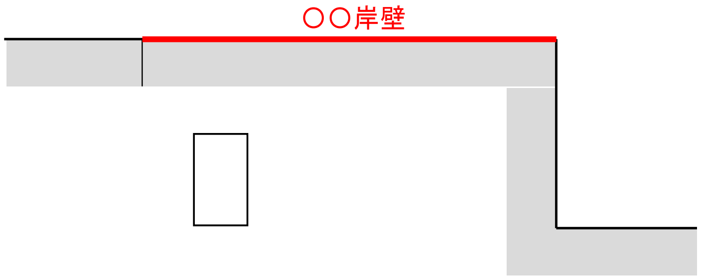

標準断面図

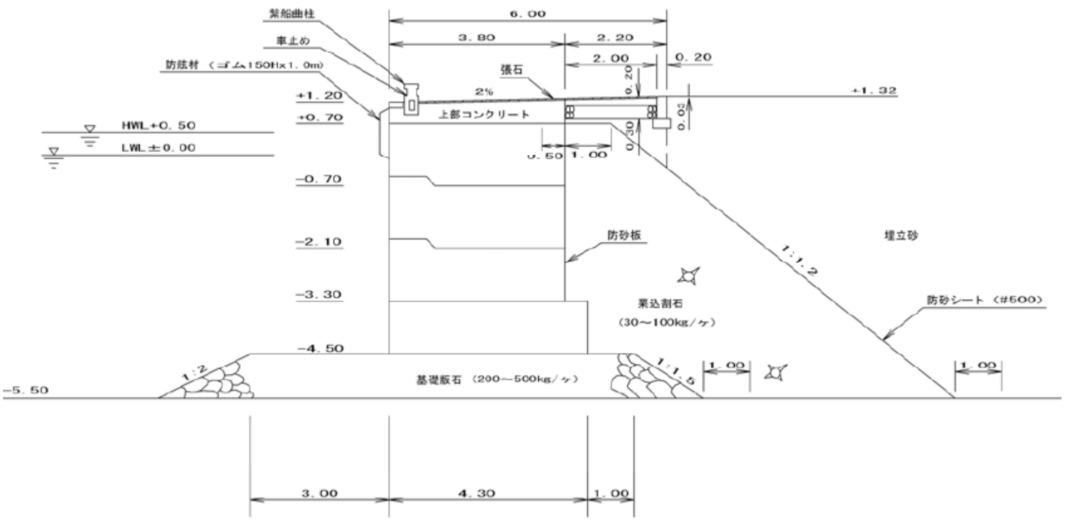

ライフサイクルコスト

項　目		内　容		50年間	
点検費用	臨時点検診断	〇〇（百万円）	×5回＝	〇〇（百万円）	（50年間）
補修費用	エプロン補修	〇〇（百万円）	×1回＝	〇〇（百万円）	（50年間）
合　計				〇〇（百万円）	（50年間）

初回点検診断簿（岸壁）　　（1/2）

<table>
<tr><td>港湾名</td><td>AAA港</td><td>点検者</td><td colspan="3">管理　太郎</td><td rowspan="3" colspan="3">備考</td></tr>
<tr><td>地区
施設番号</td><td>△△地区　C-1-XX</td><td>点検日時</td><td colspan="3">2019年　○月　○日</td></tr>
<tr><td>施設名</td><td>FF1岸壁</td><td>点検実施単位</td><td colspan="3">1施設</td></tr>
<tr><td rowspan="2">点検診断項目の分類</td><td rowspan="2">点検診断の項目</td><td rowspan="2">点検方法</td><td>判定の着目点</td><td colspan="2">「港湾の施設の点検診断ガイドライン」に示される劣化度の判定基準のうち、「a」に着目</td><td colspan="2">変状の有無</td><td rowspan="2">判定後の対応</td></tr>
<tr><td colspan="3">判定基準</td><td>有</td><td>無</td></tr>
<tr><td rowspan="2">Ⅰ類</td><td>岸壁法線（凹凸、出入り）</td><td>目視</td><td colspan="3">・隣接する方塊ブロックとの間に20cm以上の凹凸がある箇所があるか。</td><td></td><td>レ</td><td>－</td></tr>
<tr><td>エプロン（沈下、陥没）</td><td>目視</td><td colspan="3">・方塊ブロック背後の土砂が流出している箇所があるか。
・方塊ブロック背後のエプロンに陥没があるか。
・車両の通行や歩行に重大な支障があるか。</td><td></td><td>レ</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="3">Ⅱ類</td><td>方塊ブロックの劣化、損傷</td><td>目視</td><td colspan="3">・方塊ブロックに、重量の減少を伴う欠損やひび割れがあるか。</td><td></td><td>レ</td><td>－</td></tr>
<tr><td>エプロン（舗装の劣化、損傷）</td><td>目視</td><td colspan="3">・車両の通行や歩行に支障がある段差、ひび割れ等があるか。</td><td></td><td>レ</td><td>－</td></tr>
<tr><td>上部工（コンクリートの劣化、損傷）</td><td>目視</td><td colspan="3">・係船岸の性能を損なうような変状があるか。</td><td></td><td>レ</td><td>－</td></tr>
<tr><td>Ⅲ類</td><td>附帯設備</td><td colspan="7">別　紙</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">特記事項
・変状の状態
・変状「有」の場合の対応　等</td><td colspan="4" rowspan="2">・劣化度ａ相当の変状はない。</td><td colspan="3">性能低下度の評価</td></tr>
<tr><td colspan="3">D</td></tr>
<tr><td colspan="2">点検データ保管場所</td><td colspan="7">共有パソコン/維持管理/ＡＡＡ港/△△地区/Ｃ－１－ＸＸ　ＦＦ１岸壁</td></tr>
<tr><td colspan="9">写真や撮影位置の添付、留意事項、今後の対応等を記載する欄</td></tr>
<tr><td colspan="9"></td></tr>
</table>

初回点検診断簿（岸壁）　　(2/2)

<table>
<tr><td>港湾名</td><td>AAA港</td><td>点検者</td><td>菅理　太郎</td><td colspan="3" rowspan="3">備考</td></tr>
<tr><td>地区
施設番号</td><td>△△地区　C-1-XX</td><td>点検日時</td><td>2019年　○月　○日</td></tr>
<tr><td>施設名</td><td>FF1岸壁</td><td>点検実施単位</td><td>1施設</td></tr>
<tr><td rowspan="2">点検診断項目の分類</td><td rowspan="2">点検診断の項目</td><td rowspan="2">点検方法</td><td>判定の着目点</td><td>「港湾の施設の点検診断ガイドライン」に示される劣化度の判定基準のうち、「a」に着目</td><td colspan="2">変状の有無</td><td rowspan="2">判定後の対応</td></tr>
<tr><td colspan="2">判定基準</td><td>有</td><td>無</td></tr>
<tr><td rowspan="8">Ⅲ類</td><td>係船柱及び係船環
本体の劣化、損傷、塗装のはがれ等の状態</td><td>目視</td><td colspan="2">・破損、損傷等により使用できない状態となっているか。</td><td></td><td>レ</td><td>－</td></tr>
<tr><td>防衝設備
本体の損傷、破損、取付金具の腐食等の状態</td><td>目視</td><td colspan="2">・本体(ゴム)：脱落、永久変形があるか。
・取付金具：ゆるみ、抜け、曲がり、切断があるか。</td><td></td><td>レ</td><td></td></tr>
<tr><td>照明設備</td><td>目視</td><td colspan="2">・点灯しない灯具があるか。
・支柱が変形しているか。</td><td></td><td>レ</td><td>－</td></tr>
<tr><td>車止め</td><td>目視</td><td colspan="2">・欠損はあるか。
・性能上支障となる損傷、変形があるか。</td><td></td><td>レ</td><td>－</td></tr>
<tr><td>排水設備破損、グレーチングの変形、腐食</td><td>目視</td><td colspan="2">・排水溝、排水ますに破損箇所があるか。
・グレーチングが紛失している、または、変形・腐食が著しく、使用に耐えない箇所があるか。</td><td></td><td>レ</td><td>－</td></tr>
<tr><td>柵、扉、ロープ</td><td>目視</td><td colspan="2">・性能上支障となる損傷、変形があるか。</td><td></td><td>レ</td><td>－</td></tr>
<tr><td>標識等</td><td>目視</td><td colspan="2">・標識板の視認性が著しく悪く、機能上支障となる損傷、変形があるか。</td><td></td><td>レ</td><td>－</td></tr>
<tr><td>はしご</td><td>目視</td><td colspan="2">・欠落はあるか。
・損傷、腐食が著しく、使用上危険な状態となっているか。</td><td></td><td>レ</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2">点検データ保管場所</td><td colspan="6">共有パソコン/維持管理/ＡＡＡ港/△△地区/Ｃ－１－ＸＸ　ＦＦ１岸壁</td></tr>
<tr><td colspan="8">写真や撮影位置の添付、留意事項、今後の対応等を記載する欄</td></tr>
<tr><td colspan="8"></td></tr>
</table>

（５）〇〇港　浮桟橋に関する維持管理計画書

本計画は、〇〇県が管理する〇〇港における浮桟橋の安全・安心の確保を目的とする。

１．対象施設：〇〇港〇〇浮桟橋（別添図参照）
- ・維持管理（供用）期間は５０年とし、施設を構成する部材の維持管理レベルはⅢとする。
- ・初回点検診断の結果は、別添「初回点検診断簿」のとおり。

２．維持管理についての基本的な考え方
職員による点検、施設利用者等からの情報提供等により、安全に支障をきたす異常を確認し、応急措置とその後の対策を適切に行うことを基本とする。

３．点検診断等の時期、方法等
- ・巡回（１回／〇ケ月）等に併せて日常点検を行う。
- ・一般定期点検診断は５年に１回実施する。ただし、日常点検において主要な点検診断項目を網羅した場合には、日常点検結果を一般定期点検診断に代えることとする。
- ・地震等の災害後や利用者等より異常の通報があった場合は、一般臨時点検診断を行う。
- ・性能低下度の評価は下記による。
  - 「Ｄ」：異常なしの場合
  - 「Ｃ」：前回点検診断時は性能低下度「Ｄ」であり、点検診断の項目Ⅱ類において変状「有」がある場合
  - 「Ｂ」：前回点検診断時は性能低下度「Ｃ」あるいは「Ｂ」であり、点検診断の項目Ⅱ類において変状「有」がある場合
  - 「Ａ」：点検診断の項目Ⅰ類において変状「有」がある場合

４．施設の損傷、劣化その他の変状についての対応
- ・日常点検において、附帯設備の安全な使用に支障を来す変状が認められた場合は、速やかに応急措置を行う。
- ・ポンツーン、ローラー、係留チェーン及び連絡橋等の異常が認められた場合は、必要に応じて立ち入り制限や応急措置を行うとともに、異常の原因を究明し、復旧方法を検討する。
- ・予算を確保したうえで、現形復旧（維持工事）する。

５．その他
- ・ライフサイクルコスト（以降ＬＣＣと呼ぶ）は、過去の現状復旧に係る費用及び点検費用を参考に算出する。ただし、災害に伴う費用は対象としない。（ＬＣＣ別紙を添付）
- ・点検診断結果は、点検診断簿に記録し、〇〇に保管するとともに、維持管理情報データベースに登録する。
- ・参考資料として、設計図書、過去の工事報告書（補修等の工事も含む）を〇〇に保管する。

【留意点】
・港湾の施設の点検診断ガイドラインに定める重点点検診断施設は対象外とする。

標準断面図・平面図等及び概算ＬＣＣ（浮桟橋）

港湾名	AAA港	施設番号	C-5-XX	初回作成日	2019/〇/〇
地区名	△△地区	施設名	FF1浮桟橋		

平面図･標準断面図等

平面図（位置図）

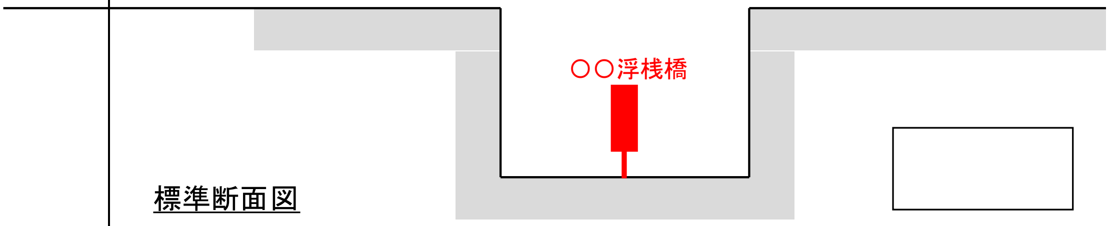

標準断面図

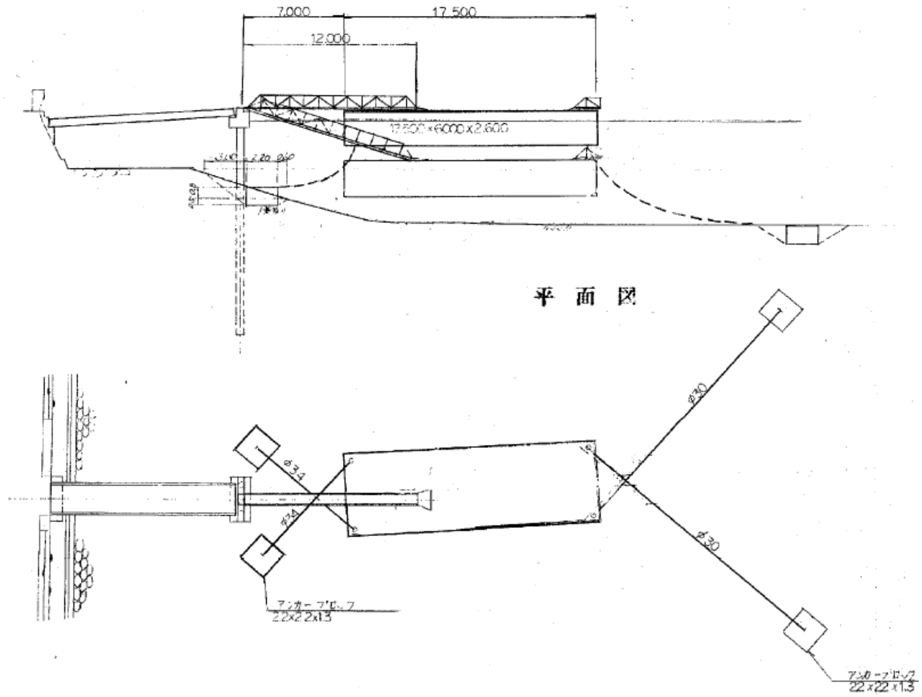

ライフサイクルコスト

項　目		内　容		50年間	
点検費用	一般臨時点検診断	〇〇（百万円）	×4回＝	〇〇（百万円）	（50年間）
補修費用	防食工更新	〇〇（百万円）	×1回＝	〇〇（百万円）	（50年間）
合　計				〇〇（百万円）	（50年間）

初回点検診断簿（浮桟橋）

港湾名	AAA港	点検者	管理　太郎	備考
地区 施設番号	△△地区　C-5-XX	点検日時	2019年　　○月　　○日	
施設名	FF1浮桟橋	点検実施単位	1施設	

点検診断項目の分類	点検診断の項目	点検方法	判定の着目点：「港湾の施設の点検診断ガイドライン」に示される劣化度の判定基準のうち、「a」に着目 判定基準	変状の有無：有	変状の有無：無	判定後の対応
Ⅰ類	ポンツーン外部（鋼材の腐食、亀裂、損傷）	目視	・腐食による開孔、その他著しい損傷)があるか。		レ	－
	ポンツーン内部（本体の亀裂、損傷）	目視	・ひび割れ、亀裂、損傷による浸水があるか。		レ	－
	ローラー部（劣化、損傷）	異常音の有無	・ローラー部から異常音が出ているか。		レ	－
	係留杭の状態	目視	・係留杭に変形、著しい摩耗、開孔があるか。		レ	－
	係留チェーンの摩耗	目視	・係留チェーンに著しい摩耗があるか。		レ	－
	連絡橋（安全性、損傷、腐食）	目視	・連絡橋が不安定でポンツーンへの移動が困難になっているか。		レ	－
Ⅱ類	エプロン（舗装の劣化、損傷）	目視	・車両の通行や歩行に支障があるひび割れや損傷があるか。		レ	－
	ポンツーン（鋼製）の防食	目視 電位測定	・被覆防食工に著しい劣化、損傷あり、鋼材の腐食が確認されるか。 ・防食管理電位が維持されていない箇所があるか。		レ	－
	係留杭の防食	目視 電位測定	・被覆防食工に著しい劣化、損傷あり、鋼材の腐食が確認されるか。 ・防食管理電位が維持されていない箇所があるか。		レ	－
	連絡橋の防食	目視	・被覆防食工に著しい劣化、損傷あり、鋼材の腐食が確認されるか。		レ	－
Ⅲ類	附帯設備	目視	・附帯設備に使用できないような損壊、損傷があるか。		レ	－

特記事項 ・変状の状態 ・変状「有」の場合の対応　等	・劣化度ａ相当の変状はない。	性能低下度の評価 D
点検データ保管場所	共有パソコン/維持管理/ＡＡＡ港/△△地区/C-5-XX　FF1浮桟橋	
写真や撮影位置の添付、留意事項、今後の対応等を記載する欄		

（６）〇〇港　道路に関する維持管理計画書

本計画は、〇〇県が管理する〇〇港における道路の安全・安心の確保を目的とする。

１．対象施設：〇〇港〇〇道路（別添図参照）
- ・維持管理（供用）期間は５０年とし、施設を構成する部材の維持管理レベルはⅢとする。
- ・初回点検診断の結果は、別添「初回点検診断簿」のとおり。

２．維持管理についての基本的な考え方

職員による点検、施設利用者等からの情報提供等により、安全に支障をきたす異常を確認し、応急措置とその後の対策を適切に行うことを基本とする。

３．点検診断等の時期、方法等
- ・巡回（１回／〇ケ月）等に合わせて日常点検を行う。
- ・一般定期点検診断は５年に１回行う。ただし、５年間の日常点検の記録から、舗装及び附帯設備に異常はないことが確認される場合は、その確認をもって一般定期点検診断に代えることとする。
- ・地震等の災害後や利用者等より異常の通報があった場合は、一般臨時点検診断を行う。
- ・性能低下度の評価は下記による。
  - 「Ｄ」：異常なしの場合
  - 「Ａ」：舗装の沈下、陥没がある場合

４．施設の損傷、劣化その他の変状についての対応
- ・日常点検において、附帯設備や舗装に安全に支障をきたす変状が認められた場合は、速やかに応急措置を行う。
- ・舗装の沈下、陥没等の異常が認められた場合は、必要に応じて立ち入り制限や応急措置を行うとともに、異常の原因を究明し、復旧方法を検討する。
- ・予算を確保したうえで、現形復旧（維持工事）する。

５．その他
- ・ライフサイクルコスト（以降ＬＣＣと呼ぶ）は、過去の現状復旧に係る費用及び点検費用を参考に算出する。ただし、災害に伴う費用は対象としない。（ＬＣＣ別紙を添付）
- ・点検診断結果は、点検診断簿に記録し、〇〇に保管するとともに、維持管理情報データベースに登録する。
- ・参考資料として、設計図書、過去の工事報告書（補修等の工事も含む）を〇〇に保管する。

標準断面図・平面図等及び概算ＬＣＣ（道路）

港湾名	AAA港	施設番号	D-1-XX	初回作成日	2019/○/○
地区名	△△地区	施設名	II1道路		

平面図･標準断面図等

平面図（位置図）

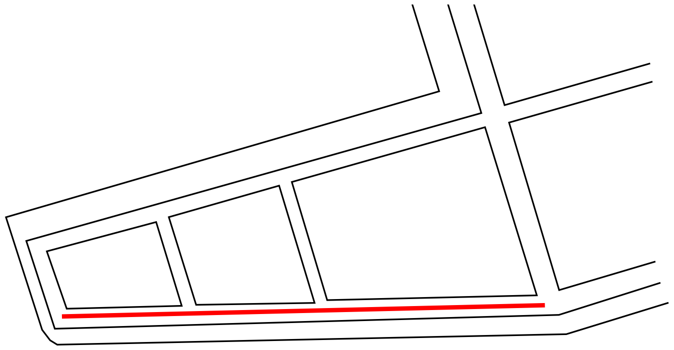

標準断面図

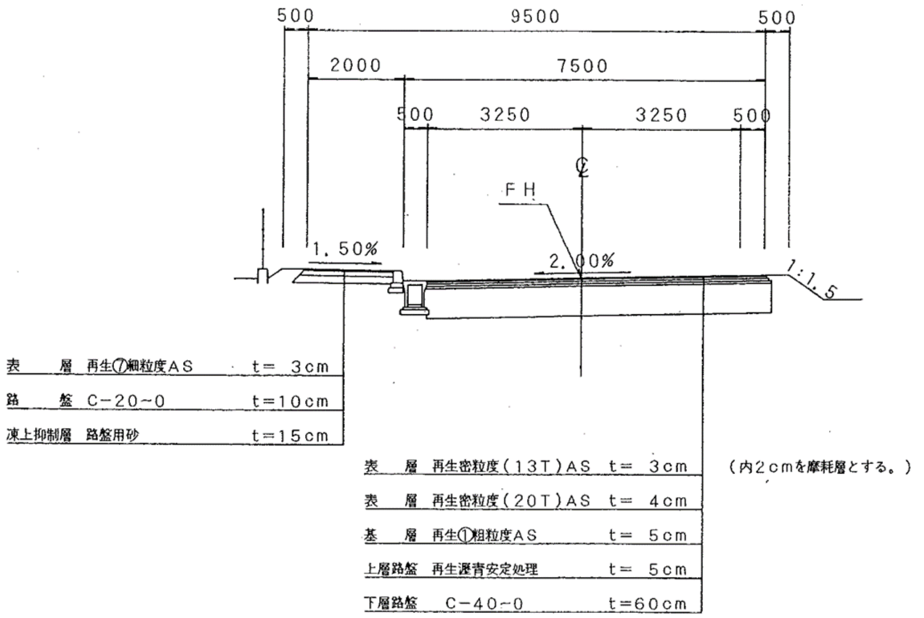

ライフサイクルコスト

項　目		内　容		50年間	
点検費用	臨時点検診断	○○（百万円）	×9回＝	○○（百万円）	（50年間）
補修費用	As打替え	○○（百万円）	×4回＝	○○（百万円）	（50年間）
合　計				○○（百万円）	（50年間）

初回点検診断簿（道路）

<table>
<tr><td>港湾名</td><td colspan="2">AAA港</td><td>点検者</td><td>管理　太郎</td><td colspan="3" rowspan="3">備考</td></tr>
<tr><td>地区
施設番号</td><td colspan="2">△△地区　D-1-XX</td><td>点検日時</td><td>2019年　　〇月　　〇日</td></tr>
<tr><td>施設名</td><td colspan="2">II1道路</td><td>点検実施単位</td><td>区間全体</td></tr>
<tr><td rowspan="2">点検診断項目の分類</td><td rowspan="2">点検診断の項目</td><td rowspan="2">点検方法</td><td>判定の着目点</td><td>「港湾の施設の点検診断ガイドライン」に示される劣化度の判定基準のうち、「a」に着目</td><td colspan="2">変状の有無</td><td rowspan="2">判定後の対応</td></tr>
<tr><td colspan="2">判定基準</td><td>有</td><td>無</td></tr>
<tr><td>Ⅰ類</td><td>舗装（沈下、陥没）</td><td>目視</td><td colspan="2">・舗装の沈下、陥没があるか。</td><td></td><td>レ</td><td>－</td></tr>
<tr><td>Ⅱ類</td><td>舗装（劣化、損傷）</td><td>目視</td><td colspan="2">・舗装の劣化、損傷があるか。</td><td></td><td>レ</td><td>－</td></tr>
<tr><td>Ⅲ類</td><td>附帯設備</td><td>目視</td><td colspan="2">・附帯設備に使用できないような損壊、損傷があるか。</td><td></td><td>レ</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">特記事項
・変状の状態
・変状「有」の場合の対応　等</td><td colspan="3" rowspan="2">・劣化度ａ相当の変状はない。</td><td colspan="3">性能低下度の評価</td></tr>
<tr><td colspan="3">D</td></tr>
<tr><td colspan="2">点検データ保管場所</td><td colspan="6">共有パソコン/維持管理/ＡＡＡ港/△△地区/D-1-XX　II1道路</td></tr>
<tr><td colspan="8">写真や撮影位置の添付、留意事項、今後の対応等を記載する欄</td></tr>
<tr><td colspan="8"></td></tr>
</table>

（７）〇〇港　駐車場に関する維持管理計画書

本計画は、〇〇県が管理する〇〇港における駐車場の安全・安心の確保を目的とする。

１．対象施設：〇〇港〇〇駐車場（別添図参照）
・維持管理（供用）期間は５０年間とし、施設を構成する部材の維持管理レベルはⅢとする。
・初回点検診断の結果は、別添「初回点検診断簿」のとおり。

２．維持管理についての基本的な考え方
職員による点検、施設利用者等からの情報提供等により、安全に支障をきたす異常を確認し、応急措置とその後の対策を適切に行うことを基本とする。

３．点検診断等の時期、方法等
・巡回（１回／〇ケ月）等に合わせて日常点検を行う。
・一般定期点検診断は５年に１回行う。ただし、５年間の日常点検の記録から、舗装及び附帯設備に異常はないことが確認される場合は、その確認をもって一般定期点検診断に代えることとする。
・地震等の災害後や利用者等より異常の通報があった場合は、一般臨時点検診断を行う。
・性能低下度の評価は下記による。
「Ｄ」：異常なしの場合
「Ａ」：舗装の沈下、陥没がある場合

４．施設の損傷、劣化その他の変状についての対応
・日常点検において、附帯設備や舗装に安全に支障を来す変状が認められた場合は、速やかに応急措置を行う。
・舗装の陥没、沈下等の異常が認められた場合は、必要に応じて立ち入り制限や応急措置を行う。
・予算を確保したうえで、現形復旧（維持工事）する。

５．その他
・ライフサイクルコスト（以降ＬＣＣと呼ぶ）は、過去の現状復旧に係る費用及び点検費用を参考に算出する。ただし、災害に伴う費用は対象としない。（ＬＣＣ別紙を添付）
・点検診断結果は、点検診断簿に記録し、〇〇に保管するとともに、維持管理情報データベースに登録する。
・参考資料として、設計図書、過去の工事報告書（補修等の工事も含む）を〇〇に保管する。

標準断面図・平面図等及び概算ＬＣＣ（駐車場）

港湾名	AAA港	施設番号	D-4-XX	初回作成日	2019/○/○
地区名	△△地区	施設名	JJ1駐車場		

平面図･標準断面図等

平面図(位置図)

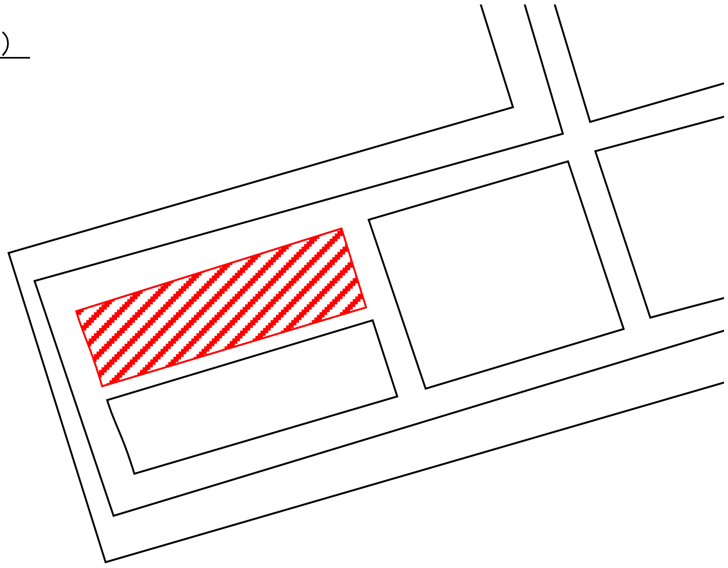

標準断面図

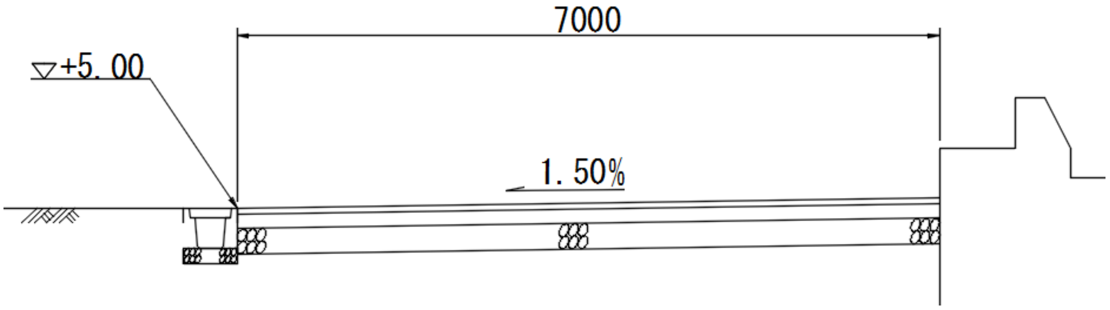

ライフサイクルコスト

項　目		内　容		50年間	
点検費用	臨時点検診断	○○(百万円)	×9回＝	○○(百万円)	(50年間)
補修費用	As補修	○○(百万円)	×9回＝	○○(百万円)	(50年間)
合　計				○○(百万円)	(50年間)

初回点検診断簿（駐車場）

<table>
<tr><td>港湾名</td><td colspan="2">AAA港</td><td>点検者</td><td>管理　太郎</td><td colspan="3" rowspan="3">備考</td></tr>
<tr><td>地区
施設番号</td><td colspan="2">△△地区　D-4-XX</td><td>点検日時</td><td>2019年　　○月　　○日</td></tr>
<tr><td>施設名</td><td colspan="2">JJ1駐車場</td><td>点検実施単位</td><td>１施設</td></tr>
<tr><td rowspan="2">点検診断項目の分類</td><td rowspan="2">点検診断の項目</td><td rowspan="2">点検方法</td><td>判定の着目点</td><td>「港湾の施設の点検診断ガイドライン」に示される劣化度の判定基準のうち、「a」に着目</td><td colspan="2">変状の有無</td><td rowspan="2">判定後の対応</td></tr>
<tr><td colspan="2">判定基準</td><td>有</td><td>無</td></tr>
<tr><td>Ⅰ類</td><td>舗装（沈下、陥没）</td><td>目視</td><td colspan="2">・舗装の沈下、陥没があるか。</td><td></td><td>レ</td><td>―</td></tr>
<tr><td>Ⅱ類</td><td>舗装（劣化、損傷）</td><td>目視</td><td colspan="2">・舗装の劣化、損傷があるか。</td><td></td><td>レ</td><td>―</td></tr>
<tr><td>Ⅲ類</td><td>附帯設備</td><td>目視</td><td colspan="2">・附帯設備に使用できないような損壊、損傷があるか。</td><td></td><td>レ</td><td>―</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">特記事項
・変状の状態
・変状「有」の場合の対応　等</td><td colspan="3" rowspan="2">・劣化度ａ相当の変状はない。</td><td colspan="3">性能低下度の評価</td></tr>
<tr><td colspan="3">D</td></tr>
<tr><td colspan="2">点検データ保管場所</td><td colspan="6">共有パソコン/維持管理/ＡＡＡ港/△△地区/D－４－ＸＸ　JJ1駐車場</td></tr>
<tr><td colspan="8">写真や撮影位置の添付、留意事項、今後の対応等を記載する欄</td></tr>
<tr><td colspan="8"></td></tr>
</table>

（８）○○港　荷さばき地に関する維持管理計画書

本計画は、○○県が管理する○○港における荷さばき地の安全・安心の確保を目的とする。

１．対象施設：○○港○○荷さばき地（別添図参照）
- ・維持管理（供用）期間は５０年とし、施設を構成する部材の維持管理レベルはⅢとする。
- ・初回点検診断の結果は、別添「初回点検診断簿」のとおり。

２．維持管理についての基本的な考え方

職員による点検、施設利用者等からの情報提供等により、安全に支障をきたす異常を確認し、応急措置とその後の対策を適切に行うことを基本とする。

３．点検診断等の時期、方法等
- ・巡回（１回／○ケ月）等に合わせて日常点検を行う。
- ・一般定期点検診断は５年に１回行う。ただし、５年間の日常点検の記録から、舗装及び附帯設備に異常はないことが確認される場合は、その確認をもって一般定期点検診断に代えることとする。
- ・地震等の災害後や利用者等より異常の通報があった場合は、一般臨時点検診断を行う。
- ・性能低下度の評価は下記による。
  - 「Ｄ」：異常なしの場合
  - 「Ａ」：舗装の沈下、陥没がある場合

４．施設の損傷、劣化その他の変状についての対応
- ・日常点検において、附帯設備や舗装の安全な使用に支障を来す変状が認められた場合は、速やかに応急措置を行う。
- ・舗装の沈下、陥没等の異常が認められた場合は、必要に応じて立ち入り制限や応急措置を行う。
- ・予算を確保したうえで、現形復旧（維持工事）する。

５．その他
- ・ライフサイクルコスト（以降ＬＣＣと呼ぶ）は、過去の現状復旧に係る費用及び点検費用を参考に算出する。ただし、災害に伴う費用は対象としない。（ＬＣＣ別紙を添付）
- ・点検診断結果は、点検診断簿に記録し、○○に保管するとともに、維持管理情報データベースに登録する。
- ・参考資料として、設計図書、過去の工事報告書（補修等の工事も含む）を○○に保管する。

標準断面図・平面図等及び概算ＬＣＣ（荷さばき地）

港湾名	AAA港	施設番号	F-4-XX	初回作成日	2019/〇/〇
地区名	△△地区	施設名	1900/1/0		

平面図･標準断面図等

平面図(位置図)

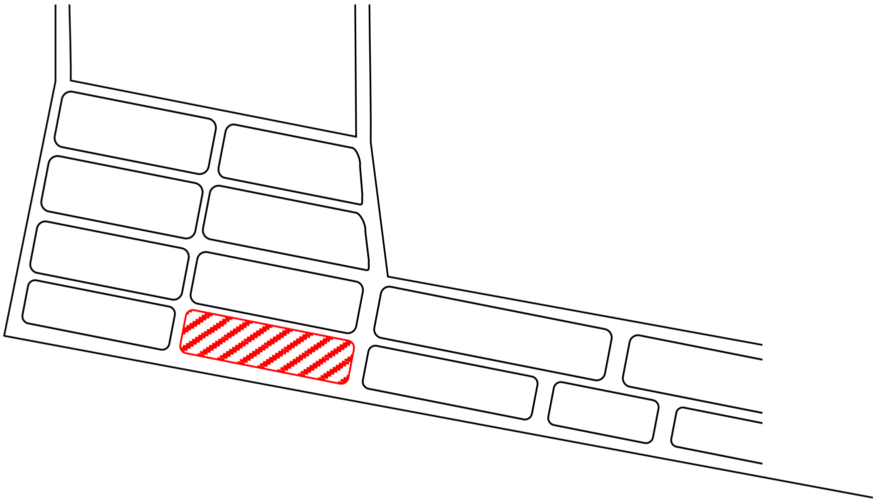

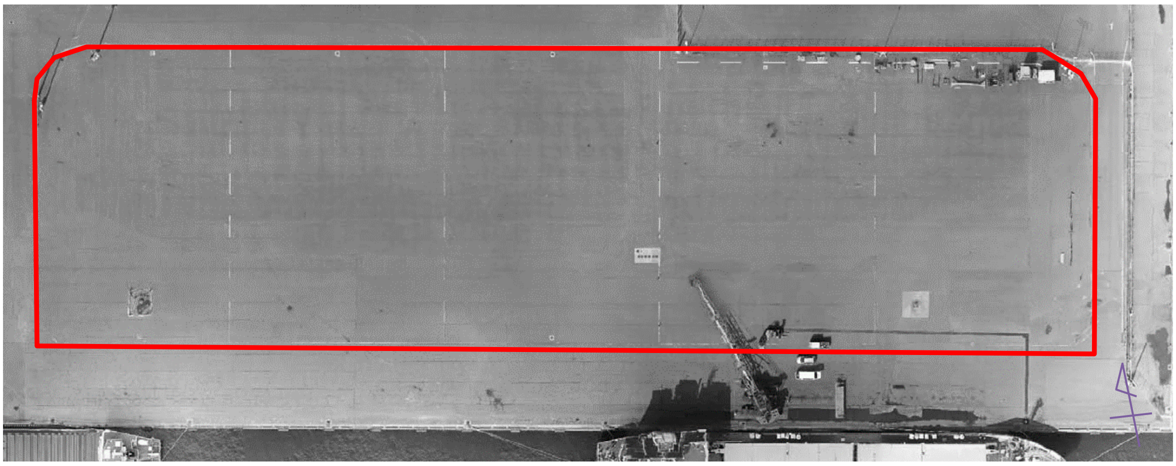

ライフサイクルコスト

項　目		内　　容		50年間	
点検費用	臨時点検診断	〇〇(百万円)	×9回＝	〇〇(百万円)	(50年間)
補修費用	舗装の補修	〇〇(百万円)	×9回＝	〇〇(百万円)	(50年間)
合　計				〇〇(百万円)	(50年間)

初回点検診断簿（荷さばき地）

<table>
<tr><td>港湾名</td><td colspan="2">AAA港</td><td>点検者</td><td>管理　太郎</td><td colspan="3" rowspan="3">備考</td></tr>
<tr><td>地区
施設番号</td><td colspan="2">△△地区　F-4-XX</td><td>点検日時</td><td>2019年　　○月　　○日</td></tr>
<tr><td>施設名</td><td colspan="2">KK1荷さばき地</td><td>点検実施単位</td><td>1施設</td></tr>
<tr><td rowspan="2">点検診断項目の分類</td><td rowspan="2">点検診断の項目</td><td rowspan="2">点検方法</td><td>判定の着目点</td><td>「港湾の施設の点検診断ガイドライン」に示される劣化度の判定基準のうち、「a」に着目</td><td colspan="2">変状の有無</td><td rowspan="2">判定後の対応</td></tr>
<tr><td colspan="2">判定基準</td><td>有</td><td>無</td></tr>
<tr><td>Ⅰ類</td><td>舗装（沈下、陥没）</td><td>目視</td><td colspan="2">・舗装の沈下、陥没があるか。</td><td></td><td>レ</td><td>－</td></tr>
<tr><td>Ⅱ類</td><td>舗装（劣化、損傷）</td><td>目視</td><td colspan="2">・舗装の劣化、損傷があるか。</td><td></td><td>レ</td><td>－</td></tr>
<tr><td>Ⅲ類</td><td>附帯設備</td><td>目視</td><td colspan="2">・附帯設備に使用できないような損壊、損傷があるか。</td><td></td><td>レ</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">特記事項
・変状の状態
・変状「有」の場合の対応　等</td><td colspan="3" rowspan="2">・劣化度ａ相当の変状はない。</td><td colspan="3">性能低下度の評価</td></tr>
<tr><td colspan="3">D</td></tr>
<tr><td colspan="2">点検データ保管場所</td><td colspan="6">共有パソコン/維持管理/ＡＡＡ港/△△地区/Ｆ－４－ＸＸ　ＫＫ１荷さばき地</td></tr>
<tr><td colspan="8">写真や撮影位置の添付、留意事項、今後の対応等を記載する欄</td></tr>
<tr><td colspan="8"></td></tr>
</table>

（９）〇〇港　上屋に関する維持管理計画書

本計画は、〇〇県が管理する〇〇港における上屋の安全・安心の確保を目的とする。

１．対象施設：〇〇港〇〇上屋（別添図参照）
- ・維持管理（供用）期間は５０年とし、施設を構成する部材の維持管理レベルはⅢとする。
- ・初回点検診断の結果は、別添「初回点検診断簿」のとおり。

２．維持管理についての基本的な考え方

職員による点検、施設利用者等からの情報提供等により、安全に支障をきたす変状を確認し、応急措置とその後の対策を適切に行うことを基本とする。

３．点検診断等の時期、方法等
- ・巡回（１回／〇ケ月）等に合わせて日常点検を行う。
- ・一般定期点検診断は５年に１回行う。ただし、５年間の日常点検の記録から、基礎、建具、礎石、屋根、外壁に異常はないことが確認される場合は、その確認をもって一般定期点検診断に代えることとする。
- ・地震等の災害後や利用者等より異常の通報があった場合は、一般臨時点検診断を行う。
- ・性能低下度の評価は下記による。
  - 「Ｄ」：上屋の安全かつ円滑な利用に支障がない場合
  - 「Ａ」：上屋の安全かつ円滑な利用に支障がある場合

４．施設の損傷、劣化その他の変状についての対応
- ・日常点検において、外装仕上げ材や窓サッシ等に上屋の利用に支障を来す変状が確認された場合、速やかに応急措置を行う。
- ・屋根の損傷、外壁の損傷等の異常が認められた場合は、必要に応じて立ち入り制限や応急措置を行う。
- ・予算を確保したうえで、現形復旧（維持工事）する。

５．その他
- ・ライフサイクルコスト（以降ＬＣＣと呼ぶ）は、過去の現状復旧に係る費用及び点検費用を参考に算出する。ただし、災害に伴う費用は対象としない。（ＬＣＣ別紙を添付）
- ・点検診断結果は、点検診断簿に記録し、〇〇に保管するとともに、維持管理情報データベースに登録する。
- ・参考資料として、設計図書、過去の工事報告書（補修等の工事も含む）を〇〇に保管する。

標準断面図・平面図等及び概算ＬＣＣ（上屋）

港湾名	AAA港	施設番号	F-5-XX	初回作成日	2019/○/○
地区名	△△地区	施設名	LL1上屋		

平面図･標準断面図等

平面図(位置

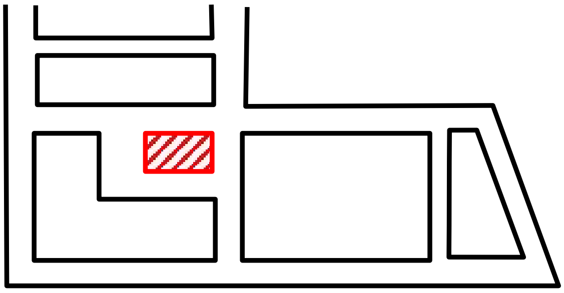

断面図

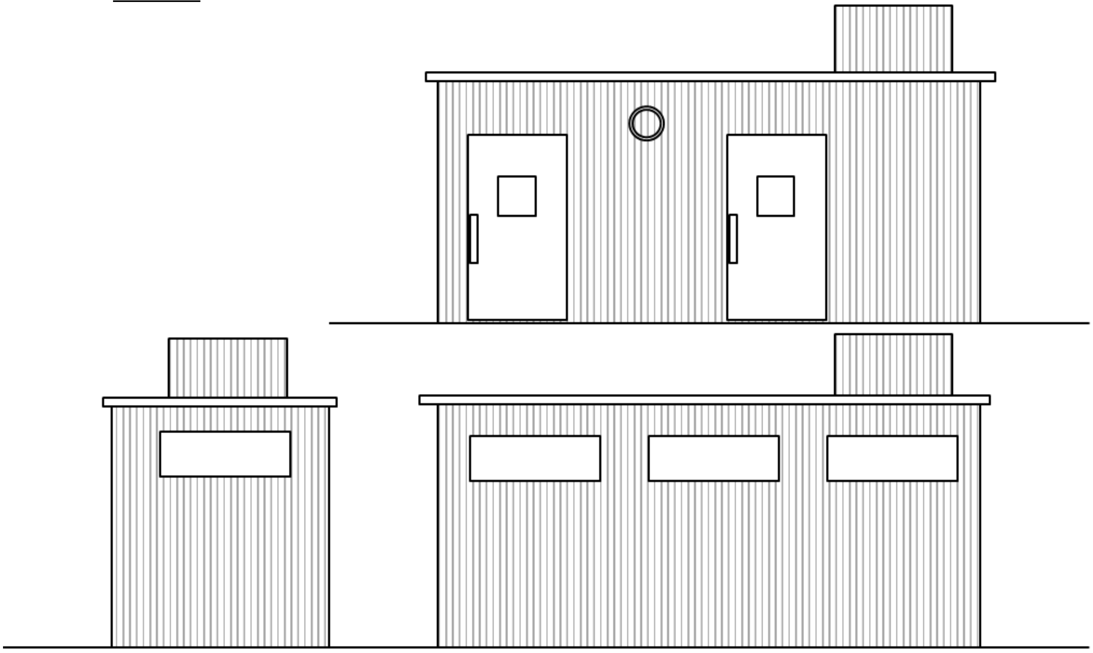

ライフサイクルコスト

項　目		内　容		50年間	
点検費用	臨時点検診断	○○(百万円)	×4回＝	○○(百万円)	(50年間)
補修費用	外壁等の塗替え	○○(百万円)	×4回＝	○○(百万円)	(50年間)
合　計				○○(百万円)	(50年間)

初回点検診断簿（上屋）

<table>
<tr><td>港湾名</td><td>AAA港</td><td>点検者</td><td colspan="2">管理　太郎</td><td colspan="4" rowspan="3">備考</td></tr>
<tr><td>地区
施設番号</td><td>△△地区　F-5-XX</td><td>点検日時</td><td colspan="2">2019年　　○月　　○日</td></tr>
<tr><td>施設名</td><td>LL1上屋</td><td>点検実施単位</td><td colspan="2">1棟</td></tr>
<tr><td rowspan="2">点検診断項目の分類</td><td rowspan="2" colspan="2">点検診断の項目</td><td rowspan="2">点検方法</td><td>判定の着目点</td><td>「港湾の施設の点検診断ガイドライン」に示される劣化度の判定基準のうち、「a」に着目</td><td colspan="2">変状の有無</td><td rowspan="2">判定後の対応</td></tr>
<tr><td colspan="2">判定基準</td><td>有</td><td>無</td></tr>
<tr><td>Ⅰ類</td><td colspan="2">基礎（ひび割れ）</td><td>目視</td><td colspan="2">・地盤沈下に伴う基礎のひび割れがあるか。</td><td></td><td>レ</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="3">Ⅱ類</td><td colspan="2">建具（開閉）</td><td>目視</td><td colspan="2">・基礎の不具合で建具開閉に支障があるか。</td><td></td><td>レ</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2">礎石（ズレ）</td><td>目視</td><td colspan="2">・礎石の大きなズレがあるか。</td><td></td><td>レ</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2">屋根（劣化、損傷）
外壁（劣化、損傷）</td><td>目視</td><td colspan="2">・屋根及び外壁に劣化、損傷（鉄筋露出、著しいひび割れ、欠損）があるか。</td><td></td><td>レ</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="2">Ⅲ類</td><td colspan="2">外装仕上げ材（劣化、損傷）</td><td>目視</td><td colspan="2">・外装仕上げ材の劣化、損傷(タイル、モルタル、パネル面の劣化損傷、シール材の界面剥離、弾力低下)があるか。</td><td></td><td>レ</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2">窓サッシ等（不具合）</td><td>目視</td><td colspan="2">・窓サッシ等のぐらつき、開閉の不具合、ガラスの破損、鉄線の錆、鋼材の錆、腐食、塗装面の劣化があるか。</td><td></td><td>レ</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">特記事項
・変状の状態
・変状「有」の場合の対応　等</td><td colspan="4" rowspan="2">・劣化度ａ相当の変状はない。</td><td colspan="3">性能低下度の評価</td></tr>
<tr><td colspan="3">D</td></tr>
<tr><td colspan="2">点検データ保管場所</td><td colspan="7">共有パソコン/維持管理/ＡＡＡ港/△△地区/Ｆ－5－ＸＸ　ＬＬ１上屋</td></tr>
<tr><td colspan="9">写真や撮影位置の添付、留意事項、今後の対応等を記載する欄</td></tr>
<tr><td colspan="9"></td></tr>
</table>

（１０）○○港　広場に関する維持管理計画書

本計画は、○○県が管理する○○港における広場の安全・安心の確保を目的とする。

１．対象施設：○○港○○広場（別添図参照）
・維持管理（供用）期間は５０年とし、施設を構成する部材の維持管理レベルはⅢとする。
・初回点検診断の結果は、別添「初回点検診断簿」のとおり。

２．維持管理についての基本的な考え方
職員による点検、施設利用者等からの情報提供等により、安全に支障をきたす異常を確認し、応急措置とその後の対策を適切に行うことを基本とする。

３．点検診断等の時期、方法等
・巡回（１回／○ケ月）等に合わせて日常点検を行う。
・一般定期点検診断は５年に１回行う。ただし、５年間の日常点検の記録から、地面に沈下や陥没がないことが確認される場合は、その確認をもって一般定期点検診断に代えることとする。
・地震等の災害後や利用者等より異常の通報があった場合は、一般臨時点検診断を行う。
・性能低下度の評価は下記による。
「Ｄ」：異常なしの場合
「Ａ」：点検診断の項目Ⅰ類において変状「有」がある場合

４．施設の損傷、劣化その他の変状についての対応
・日常点検において、修景施設、休養施設、便益施設、管理施設等の安全な使用に支障を来す変状が認められた場合は、直ちに施設の利用を制限し、適切な応急措置を行う。
・地面等の沈下、陥没が認められた場合は、必要に応じて立ち入り制限や応急措置を行い、異常の原因を明らかにする。
・予算を確保したうえで、現状復旧（維持工事）する。

５．その他
・ライフサイクルコスト（以降ＬＣＣと呼ぶ）は、過去の現状復旧に係る費用及び点検費用を参考に算出する。ただし、災害に伴う費用は対象としない。（ＬＣＣ別紙を添付）
・点検診断結果は、点検診断簿に記録し、○○に保管するとともに、維持管理情報データベースに登録する。
・参考資料として、設計図書、過去の工事報告書（補修等の工事も含む）を○○に保管する。

標準断面図・平面図等及び概算ＬＣＣ（広場）

港湾名	AAA港	施設番号	L-3-XX	初回作成日	2019/〇/〇
地区名	△△地区	施設名	MM1広場		

平面図･標準断面図等

平面図(位置

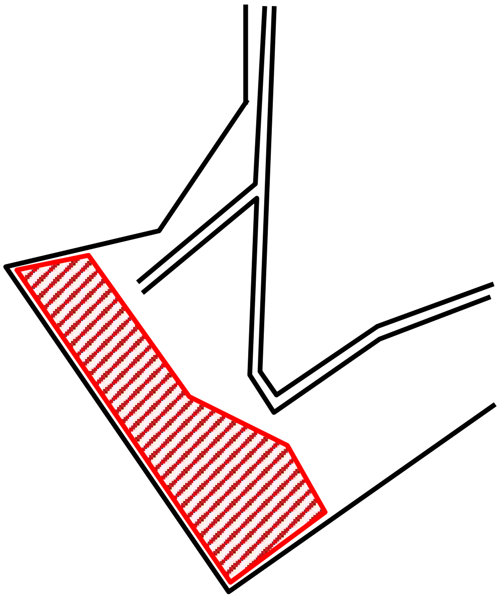

詳細図（Aブロック）

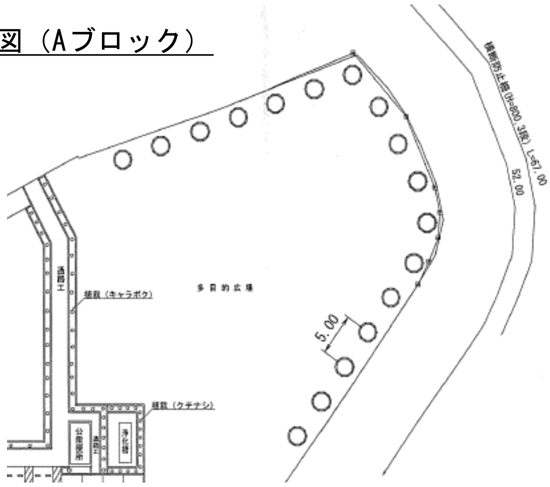

断　面　図
S=1/30

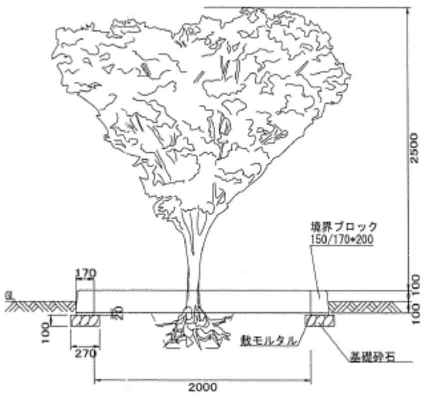

ライフサイクルコスト

項　目		内　容		50年間	
点検費用	臨時点検診断	〇〇（百万円）	×9回＝	〇〇（百万円）	（50年間）
補修費用	園路補修等	〇〇（百万円）	×9回＝	〇〇（百万円）	（50年間）
合　計				〇〇（百万円）	（50年間）

初回点検診断簿（広場）

<table>
<tr><td>港湾名</td><td colspan="2">AAA港</td><td>点検者</td><td>管理　太郎</td><td colspan="3" rowspan="3">備考</td></tr>
<tr><td>地区
施設番号</td><td colspan="2">△△地区　L-3-XX</td><td>点検日時</td><td>2019年　　○月　　○日</td></tr>
<tr><td>施設名</td><td colspan="2">MM1広場</td><td>点検実施単位</td><td>1施設</td></tr>
<tr><td rowspan="2">点検診断項目の分類</td><td rowspan="2">点検診断の項目</td><td rowspan="2">点検方法</td><td>判定の着目点</td><td>「港湾の施設の点検診断ガイドライン」に示される劣化度の判定基準のうち、「a」に着目</td><td colspan="2">変状の有無</td><td rowspan="2">判定後の対応</td></tr>
<tr><td colspan="2">判定基準</td><td>有</td><td>無</td></tr>
<tr><td>Ⅰ類</td><td>地面等（沈下、陥没）</td><td>目視</td><td colspan="2">・園路及び広場の地面、舗装、緑地の沈下、陥没があるか。</td><td></td><td>レ</td><td>－</td></tr>
<tr><td rowspan="4">Ⅲ類</td><td>修景施設（劣化、損傷）</td><td>目視</td><td colspan="2">・植栽、花壇、池等の修景施設の劣化、損傷があるか。</td><td></td><td>レ</td><td>－</td></tr>
<tr><td>休養施設（劣化、損傷）</td><td>目視</td><td colspan="2">・休憩所、ベンチ等の休養施設の劣化、損傷があるか。</td><td></td><td>レ</td><td>－</td></tr>
<tr><td>便益施設（劣化、損傷）</td><td>目視</td><td colspan="2">・駐車場、便所、水飲場等の便益施設の劣化、損傷があるか。</td><td></td><td>レ</td><td>－</td></tr>
<tr><td>管理施設（劣化、損傷）</td><td>目視</td><td colspan="2">・門、柵、照明施設等の管理施設の劣化、損傷があるか。</td><td></td><td>レ</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">特記事項
・変状の状態
・変状「有」の場合の対応　等</td><td colspan="3" rowspan="2">・劣化度ａ相当の変状はない。</td><td colspan="3">性能低下度の評価</td></tr>
<tr><td colspan="3">D</td></tr>
<tr><td colspan="2">点検データ保管場所</td><td colspan="6">共有パソコン/維持管理/ＡＡＡ港/△△地区/Ｌ－３－ＸＸ　ＭＭ１広場</td></tr>
<tr><td colspan="8">写真や撮影位置の添付、留意事項、今後の対応等を記載する欄</td></tr>
<tr><td colspan="8"></td></tr>
</table>

（１１）〇〇港　供用停止施設に関する維持管理計画書

本計画は、〇〇県が管理する〇〇港における供用停止施設の安全・安心の確保を目的とする。

１．対象施設：下表のとおり（別添図参照）

施設名	施設の概要
鋼矢板岸壁	吸出しによりエプロンが陥没し、立ち入り制限を実施
重力式岸壁	吸出しによりエプロンが陥没し、立ち入り制限を実施
桟橋	桟橋上部工の渡版が損傷し、立ち入り制限を実施
臨港道路	舗装部が陥没し、立ち入り制限を実施

２．維持管理についての基本的な考え方

施設の復旧、もしくは撤去までの期間、職員による目視点検により、安全に支障をきたす変状を確認し、経過観察することを基本とする。

３．点検診断等の時期、方法等

・巡回（１回／〇ケ月）等に合わせて日常点検を行う。
・地震等の天災及び港湾利用者等より異常の通報があった場合は目視点検する。

４．当該施設の損傷、劣化その他の変状についての対応

・立ち入り禁止制限を継続し、施設の復旧、もしくは撤去までの期間、経過観察する。

５．その他

・維持管理期間は、施設の復旧、もしくは撤去までとする。
・ＬＣＣは、計上しない。
・点検診断結果は、点検診断簿に記録し、〇〇に保管する。
・参考資料として、設計図書、過去の工事報告書（補修等の工事も含む）を〇〇に保管する。

標状況写真及び概算ＬＣＣ（供用停止施設）

港湾名	AAA港	施設番号	―	初回作成日	2019/〇/〇
地区名	△△地区	施設名	―		

平面図･標準断面図等

状況写真

鋼矢板式岸壁

重力式岸壁

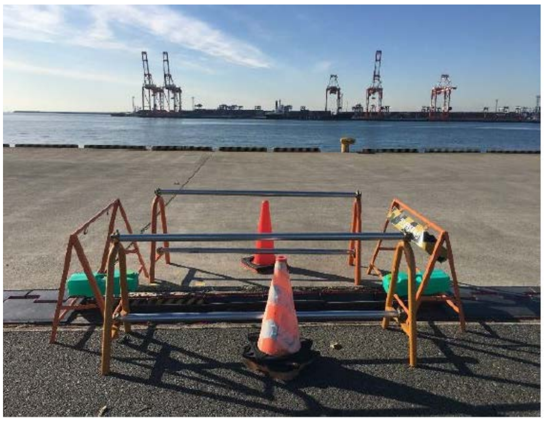

桟橋

臨港道路

ライフサイクルコスト

ＬＣＣは、計上しない。

（１２）○○港　船舶のための給水設備に関する維持管理計画書

本計画は、○○県が管理する○○港における船舶のための給水設備の安全・安心の確保を目的とする。

１．対象施設：別紙のとおりとする。（省略）
・維持管理（供用）期間は５０年とし、給水管、給水栓、ポンプ及び貯水槽の維持管理レベルはⅢとする。
・初回点検診断の結果は、「初回点検診断簿」のとおり（省略）。

２．維持管理についての基本的な考え方
受託者による点検および施設利用者等からの情報提供等により、給水設備の安全かつ円滑な利用に支障をきたす異常を確認し、応急措置とその後の対策を適切に行うことを基本とする。

３．点検診断等の時期、方法等
・日常点検は、給水時の漏水の有無について受託者または施設利用者等へのヒアリングにより行う。また、受託者が実施する点検（水道法に基づく水質検査は四半期毎）及び給水設備の点検（月報）も日常点検と位置付ける。
・一般定期点検診断は５年に１回行う。ただし、５年間の日常点検の記録から、給水設備の安全かつ円滑な利用に支障がないことが確認される場合は、その確認をもって一般定期点検診断に代えることとする。
・性能低下度の評価は下記による。
　「Ｄ」：異常なしの場合
　「Ａ」：給水設備の安全かつ円滑な利用に支障がある場合

４．施設の損傷、劣化その他の変状についての対応
・船舶への安全かつ円滑な給水に支障をきたす異常が認められた場合は、直ちに設備の利用を制限し、異常の原因を明らかにする。
・異常の原因に応じて、適切な応急復旧、または現状復旧を行う。

５．その他
・ライフサイクルコスト（以降ＬＣＣと呼ぶ）は、過去の現状復旧に係る費用及び点検費用を参考に算出する。ただし、災害に伴う費用は対象としない。（ＬＣＣ別紙を添付）（省略）
・点検診断結果は、点検診断簿に記録し、○○に保管する。
・委託業務契約書、設計図書等を○○に保管する。
・契約は、毎年更新する。詳細は、別添仕様書のとおりとする。（省略）

（１３）〇〇港　小型船舶係留施設に関する維持管理計画書

本計画は、〇〇県が管理する〇〇港において、保守管理業務を民間会社に委託することにより、小型船舶係留施設群の安全・安心の確保を目的とする。

１．対象施設：下表のとおり

条例区分	地区名	所在地	収容能力（隻）	船舶全長・幅制限		駐車場	照明	トイレ
				全長(m)	全幅(m)			
１級	○地区	〇〇市	22	10.00	2.90	有	有	無
１級	△地区	〇〇市	183	10.00	2.90	有	有	無
１級	◇地区	〇〇市	41	10.00	3.30	有	有	無
２級	□地区	〇〇市	27	7.00	7.00	有	有	無
２級	▽地区	〇〇市	54	－	－	無	無	無
２級	◇地区	〇〇市	54	－	－	無	有	無
		合計	381					

・すべての施設について維持管理（供用）期間は５０年とし、維持管理レベルはⅢとする。
・初回点検診断の結果は、別添「初回点検診断簿」のとおり。（省略）

２．維持管理についての基本的な考え方

受託者による点検、施設利用者等からの情報提供等により、施設の安全かつ円滑な利用に支障をきたす異常を確認し、応急措置とその後の対策を適切に行うことを基本とする。

３．点検診断等の時期、方法等

・「施設維持管理業務及び緊急時対応マニュアル」を作成し、保守管理業務を委託する。
・受託者が作成する施設保守管理業務日誌（月報）の報告を受け、日常点検とする。
・必要があれば、立入検査等を行うものとする。
・一般定期点検診断は５年に１回行う。ただし、５年間の日常点検の記録から、各施設の安全かつ円滑な利用に支障がないことを確認した場合は、その確認をもって一般定期点検診断に代えることとする。
・性能低下度の評価は下記による。

「Ｄ」：各施設の安全かつ円滑な利用に支障がない場合
「Ａ」：各施設の安全かつ円滑な利用に支障がある場合

４．施設の損傷、劣化その他の変状についての対応

・安全かつ円滑な利用に支障をきたす異常が認められた施設については、直ちに当該施設の利用を制限し、異常の原因を明らかにする。
・異常の原因に応じて、適切な応急復旧、または現形復旧を行う。

５．その他
- ・ライフサイクルコスト（以降ＬＣＣと呼ぶ）は、過去の現状復旧に係る費用及び点検費用を参考に算出する。ただし、災害に伴う費用は対象としない。（ＬＣＣ別紙を添付）（省略）
- ・点検診断結果は、点検診断簿に記録し、○○に保管するとともに、維持管理情報データベースに登録する。
- ・業務契約書、設計図書等を○○に保管する。
- ・契約は、毎年更新する。詳細は、別添仕様書のとおりとする。（省略）

【留意点】
・委託内容に含まれる点検診断の内容が、本来実施すべき点検診断の内容を網羅していない場合には、別途、管理者が点検診断を実施する。

（１４）〇〇港　指定管理者制度を導入した施設群に関する維持管理計画書

本計画は、〇〇県が管理する〇〇港における港湾環境整備施設の安全・安心の確保を目的とする。

１．対象施設：下表のとおり

施設名	施設の概要
〇〇緑地	休息緑地
〇〇公園	休息緑地（バーベキュー場）
△△公園	休息緑地
□□緑地	休息緑地

・すべての施設について維持管理（供用）期間は５０年とし、維持管理レベルはⅢとする。
・初回点検診断の結果は、別添「初回点検診断簿」のとおり。（省略）

２．維持管理についての基本的な考え方
受託者による点検、施設利用者等からの情報提供等により、施設の安全かつ円滑な利用に支障をきたす異常を確認し、応急措置とその後の対策を適切に行うことを基本とする。

３．点検診断等の時期、方法等
・「港湾環境整備施設管理運営要綱」を作成し、保守管理業務を委託する。
・受託者が作成する施設保守管理業務日誌（月報）の報告を受け、日常点検とする。
・一般定期点検診断は５年に１回行う。ただし、５年間の日常点検の記録から、各施設の安全かつ円滑な利用に支障がないことを確認した場合は、その確認をもって一般定期点検診断に代えることとする。
・必要があれば、立入検査等を行うものとする。
・性能低下度の評価は下記による。
「Ｄ」：各施設の安全かつ円滑な利用に支障がない場合
「Ａ」：各施設の安全かつ円滑な利用に支障がある場合

４．施設の損傷、劣化その他の変状についての対応
・安全かつ円滑な利用に支障をきたす異常が認められた施設については、直ちに当該施設の利用を制限し、異常の原因を明らかにする。
・異常の原因に応じて、適切な応急復旧、または現形復旧を行う。

５．その他

・ライフサイクルコスト（以降ＬＣＣと呼ぶ）は、過去の現状復旧に係る費用及び点検費用を参考に算出する。ただし、災害に伴う費用は対象としない。（ＬＣＣ別紙を添付）（省略）
・点検診断結果は、点検診断簿に記録し、○○に保管するとともに、維持管理情報データベースに登録する。
・業務契約書、設計図書等を○○に保管する。
・契約は、毎年更新する。詳細は、別添仕様書のとおりとする。（省略）

【留意点】
・委託内容に含まれる点検診断の内容が、本来実施すべき点検診断の内容を網羅していない場合には、別途、管理者が点検診断を実施する。